



愛媛労働局発表
令和3年1月15日（金）

愛媛労働局
職業安定部職業対策課
課長 緒方 与二
地方障害者雇用担当官 三ツ井 尚之
（電話）089-941-2940

令和2年 障害者雇用状況の集計結果（令和2年6月1日現在）

- 企業の障害者実雇用率は 2.29% （前年同期 2.22%）
- 雇用率達成企業割合は 52.8% （前年同期 53.7%）

愛媛労働局では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、令和2年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、例えば、民間企業の場合は2.2%）以上の障害者を雇うことを義務付けており、今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

なお、法定雇用率は令和3年3月1日に0.1%引き上げられます。

民間企業の場合は2.2%から2.3%となり、障害者の雇用義務の対象となる企業の範囲が、常用雇用労働者数45.5人以上から43.5人以上に拡大されます。

愛媛県内の障害者雇用率の改善を図るため、愛媛県及び
愛媛県教育委員会と連携した取り組みを行います（別紙）

【集計結果の主なポイント】

<民間企業>（法定雇用率 2.2%）

- ・雇用障害者数は 4,180.0 人、対前年 4.5%（180.0 人）増加
- ・実雇用率は 2.29%（対前年比 0.07 ポイント上昇）
（全国平均 2.15%）【全国第 20 位（同率）】
- ・法定雇用率達成企業の割合は 52.8%（前年比 0.9 ポイント減少）
（全国平均 48.6%）【全国第 34 位（同率）】

<公的機関>（法定雇用率 2.5%、都道府県等の教育委員会は 2.4%） ※（ ）は前年の値

- ・県知事部局：雇用障害者数 121.5 人（78.5 人）、実雇用率 2.70%（1.81%）【全国第 23 位（同率）】
- ・県教育委員会：雇用障害者数 194.0 人（167.5 人）、実雇用率 2.24%（1.92%）【全国第 27 位】
- ・市町等の機関：雇用障害者数 484.5 人（449.0 人）、実雇用率 2.59%（2.44%）

<独立行政法人等>（法定雇用率 2.5%） ※（ ）は前年の値

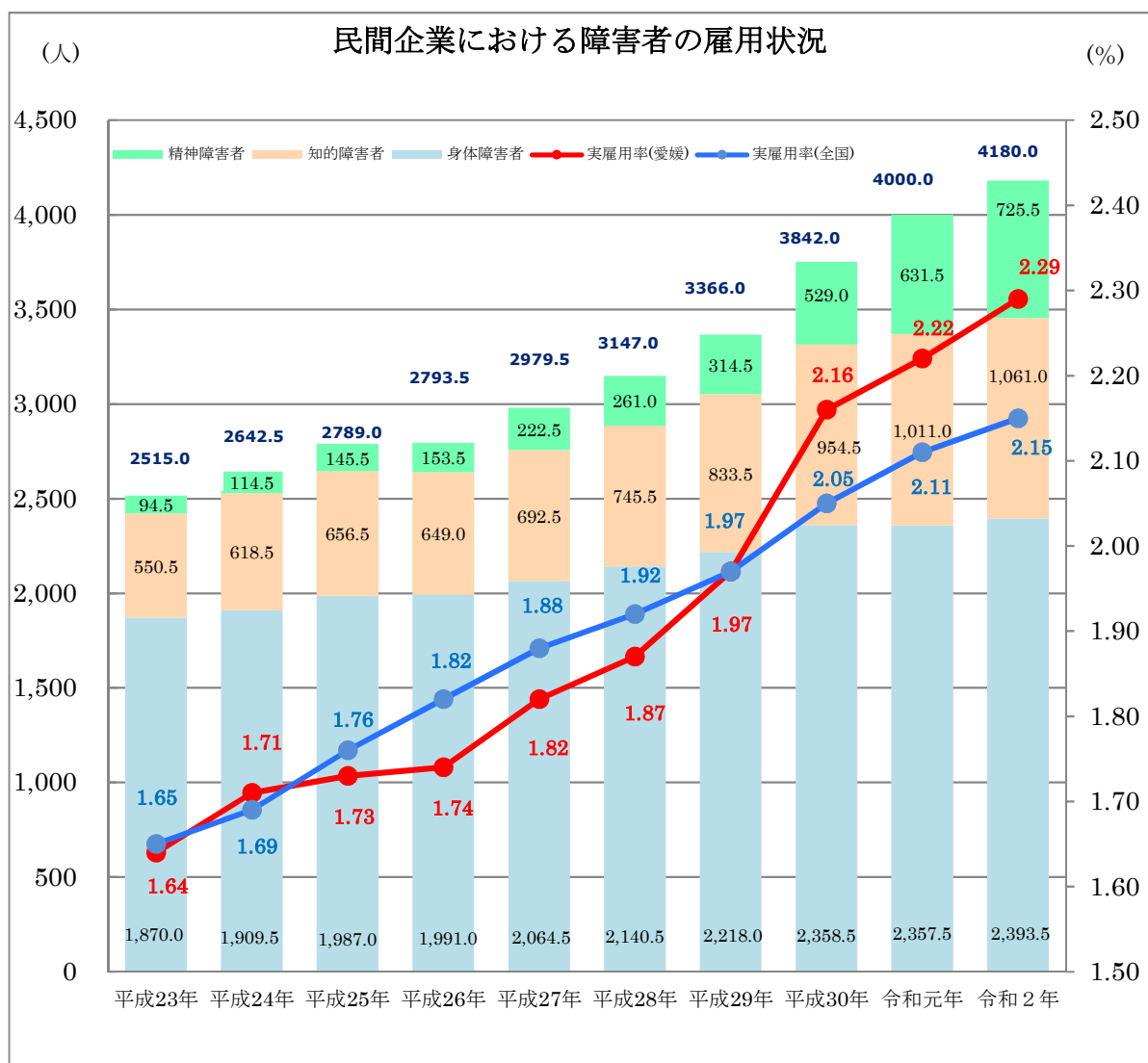
- ・雇用障害者数 55.0 人（53.0 人）、実雇用率 2.44%（2.36%）

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（45.5人以上規模の企業：法定雇用率2.2%）に雇用されている障害者の数は 4,180.0人で、前年より4.5%（180.0人）増加し、過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は 2,393.5人（対前年比1.5%増）、知的障害者は1,061.0人（同4.9%増）、精神障害者は725.5人（同14.9%増）と、いずれも前年より増加している。特に精神障害者は、近年の伸び率が高い。
- ・ 実雇用率は、過去最高の2.29%（前年は2.22%）、法定雇用率達成企業の割合は52.8%（同53.7%）であった。



（資料1～5）

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、45.5～100人未満で746.5人、100～300人未満で1,345.5人、300～500人未満で499.0人、500～1,000人未満で616.5人、1,000人以上で972.5人となった。
100～300人未満、300～500人未満及び1,000人以上の企業規模では、前年より増加した。

- ・ 実雇用率は、45.5～100人未満で2.05%、100～300人未満で2.39%、300～500人未満で2.31%、500～1,000人未満で2.17%、1,000人以上で2.46%となった。
 なお、民間企業全体の実雇用率2.29%と比較すると、100～300人未満、300～500人未満及び1,000人以上企業規模が実雇用率以上となっている。

- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、45.5～100人未満で46.4%、100～300人未満で59.3%、300～500人未満で63.9%、500～1,000人未満で50.0%、1,000人以上で88.9%となり、300～500人未満と1,000人以上企業規模の区分で前年より増加した。
 (資料2・4)

○ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は「製造業」、「医療、福祉」、「卸売業、小売業」などで増加し、「複合サービス事業」、「情報通信業」などで減少した。
- ・ 産業別の実雇用率では、「医療、福祉」(3.31%)、「生活関連サービス業、娯楽業」(2.32%)、「サービス業(他に分類されないもの)」(2.29%)が法定雇用率以上となっている。

(資料3・5)

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 令和2年の法定雇用率未達成企業は498社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業(1人不足企業)が372社(74.7%)、1.5人以上不足である企業が126社(25.3%)となっている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)が、未達成企業に占める割合は、62.4%となっている。

(資料2・3)

2 公的機関における在籍状況

(1) 県の機関(知事部局、公営企業管理局、警察本部) (法定雇用率2.5%)

県の機関に在職している障害者の数は172.5人で、前年より50.0%(57.5人)増加し、実雇用率は2.67%と、前年に比べ0.83ポイント上昇した。
 知事部局等3機関すべてで達成。

(資料6)

(2) 県の教育委員会 (法定雇用率2.4%)

県の教育委員会に在職している障害者の数は194.0人で、前年より、15.8%(26.5人)増加しており、実雇用率は2.24%となり、前年に比べ0.32ポイント上昇した。

(資料6)

(3) 市町等の機関 (法定雇用率2.5%)

市町等の機関に在職している障害者の数は484.5人で、前年より7.9%(35.5人)増加し、実雇用率は2.59%と、前年に比べ0.15ポイント上昇した。
 44機関中30機関が達成。

(資料6・7)

3 独立行政法人等における雇用状況

独立行政法人等(法定雇用率2.5%)に雇用されている障害者の数は55.0人で、前年より3.8%(2.0人)増加しており、実雇用率は2.44%と、前年に比べ0.08ポイント上昇した。

(資料8)

障害者雇用率改善プラン（令和２年～令和３年）

（愛媛県内の障害者雇用率改善のための取組について）

愛媛労働局

愛 媛 県

愛媛県及び愛媛労働局は、強力な連携のもと、県内の障がい者雇用率の一層の改善を図るため、次の取組を行う。

1 愛媛県と愛媛労働局との連携強化による取組

（１）経済団体への働きかけ

愛媛県と愛媛労働局は、地域の企業に対してあらゆる機会を利用し障がい者雇用についての情報発信を行うとともに、経済団体に対して、県と労働局の幹部等が合同で働きかけを行う。

（２）特別支援学校等との連携

ア 「^{えがお}愛顔のえひめ特別支援学校技能検定」（県教育委員会主催）の見学会を兼ねた「障がい者雇用促進セミナー」（県・局共催）を、同一会場で実施する。

イ 特別支援学校が実施する職業教育の現場を事業所が直接見学することにより、障がい者雇用の理解と関心を高め、今後の障がい者雇用に向けてのきっかけ作りとするため、特別支援学校が開催する「学校公開セミナー」等について、ハローワークを通じて周知を図る。

ウ 特別支援学校等に在籍する生徒を対象とした「合同就職説明会」（県・教育委員会主催）の開催に向けて、労働局及びハローワークと連携し、企業の参加促進を図る。

（３）一層の連携強化

県経済労働部と局職業安定部による連絡会を定期的に行い、情報を共有しつつ、労働局及びハローワークが全面的に協力するなど一層の連携強化に取り組み、障がい者雇用に繋げることとする。

ア 障がい者雇用に繋がるきめ細かな実習訓練機会の創出

イ 障がい者訓練から雇用に繋げる就労支援体制の整備

ウ 特別支援学校におけるキャリア教育と就労支援の充実

エ 雇用率未達成企業を中心とした職場見学・現場実習受入企業の開拓並びに
情報収集及び提供

2 愛媛労働局とハローワークの就職支援等の取組の強化

(1) 労働局とハローワークによる雇用率達成の要請及び指導の強化

国の出先機関及び地方公共団体等について、職業安定部長、各公共職業安定所長等が県内の国の出先機関の管理者、自治体の首長を訪問し、自組織の障害者雇用の推進を要請する。併せて、自治体の首長については地元企業の障がい者雇用についての働きかけを要請する。

民間企業については、雇用率未達成企業のうち、特に障害者0人雇用企業を中心に、所長等による雇用率達成指導（訪問指導又は呼び出し指導）を行う。

(2) 雇用義務対象企業への文書での要請、職業紹介及び定着支援の強化

ア 労働局長名による障がい者雇用要請文を障がい者雇用率未達成企業に送付する。

イ 令和3年3月1日に引き上げられる法定雇用率（民間企業2.3%、地方公共団体2.6%）の達成を視野に入れた障がい者雇用数等の進捗管理を徹底する。

ウ 障害者職業センター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）他関係機関との連携を深め、チーム支援による就職支援、定着支援等の取組を強化する。

エ ハローワークにおいて、雇用率未達成企業を中心に障害者就職面接会等（ミニ面接会を含む。）を開催すると共に、精神・発達障害者しごとサポーター養成講座を県内各地において実施する。

オ 障害者の就労・定着支援に資する「就労パスポート」の周知・啓発

カ 障害者雇用に関する優良中小事業主認定制度の周知及び利用勧奨

3 愛媛県の障がい者採用計画

(1) 正規職員及び会計年度任用職員（事務補助職員）の採用

身体・知的・精神障がい者を対象とした採用試験の実施

(2) 会計年度任用職員（補助員等）の採用

出先機関において作業補助等に従事する職員を雇用

(3) えひめチャレンジオフィスの設置

常時勤務による就労が困難な者をチャレンジ職員として最長3年間雇用し、就労経験を積む機会を提供することで民間企業や県・市町等への就職（ステップアップ）を支援

障 害 者 実 雇 用 率 の 推 移

愛媛労働局

年	企業数	常用労働者数（人）	障害者数(人)	実雇用率(%)		法定雇用率達成企業割合(%)	
					全国		全国
昭和52年	408	76,294	1,177	1.54	1.09	63.5	52.8
昭和53年	374	71,710	1,096	1.53	1.11	62.3	52.1
昭和54年	398	74,653	1,111	1.49	1.12	59.0	52.0
昭和55年	406	77,239	1,178	1.53	1.13	61.3	51.6
昭和56年	415	80,131	1,279	1.60	1.18	63.1	53.4
昭和57年	420	81,557	1,275	1.56	1.22	62.6	53.8
昭和58年	418	81,635	1,229	1.51	1.23	59.6	53.5
昭和59年	428	83,979	1,275	1.52	1.25	60.7	53.6
昭和60年	442	86,947	1,345	1.55	1.26	65.6	53.5
昭和61年	440	86,921	1,345	1.55	1.26	65.0	53.8
昭和62年	433	85,556	1,323	1.55	1.25	66.1	53.0
昭和63年	471	89,614	1,398	1.56	1.31	63.5	51.5
平成元年	495	93,419	1,528	1.64	1.32	68.9	51.6
平成2年	512	97,775	1,611	1.65	1.32	67.8	52.2
平成3年	524	99,325	1,634	1.65	1.32	68.1	51.8
平成4年	566	104,627	1,689	1.61	1.36	67.1	51.9
平成5年	581	107,421	1,750	1.63	1.41	66.3	51.4
平成6年	592	109,257	1,744	1.60	1.44	63.3	50.4
平成7年	572	108,228	1,716	1.59	1.45	64.3	50.6
平成8年	571	108,908	1,727	1.59	1.47	63.7	50.5
平成9年	557	110,050	1,725	1.57	1.47	63.2	50.2
平成10年	574	113,706	1,794	1.58	1.48	61.1	50.1
平成11年	630	117,329	1,866	1.59	1.49	57.8	44.7
平成12年	623	115,866	1,827	1.58	1.49	55.5	44.3
平成13年	587	112,908	1,746	1.55	1.49	53.3	43.7
平成14年	614	115,959	1,695	1.46	1.47	49.8	42.5
平成15年	627	121,839	1,851	1.52	1.48	51.2	42.5
平成16年	679	131,024	1,986	1.52	1.46	49.6	41.7
平成17年	692	134,049	2,037	1.52	1.49	48.6	42.1
平成18年	695	136,398	2,118	1.55	1.52	51.7	43.4
平成19年	728	140,105	2,251.0	1.61	1.55	51.8	43.8
平成20年	714	140,902	2,327.5	1.65	1.59	54.5	44.9
平成21年	728	141,172	2,339.0	1.66	1.63	52.3	45.5
平成22年	734	138,398	2,333.0	1.69	1.68	52.5	47.0
平成23年	780	153,190	2,515.0	1.64	1.65	48.2	45.3
平成24年	789	154,398.0	2,642.5	1.71	1.69	50.8	46.8
平成25年	889	160,848.5	2,789.0	1.73	1.76	43.9	42.7
平成26年	902	160,583.0	2,793.5	1.74	1.82	47.0	44.7
平成27年	911	163,940.0	2,979.5	1.82	1.88	48.6	47.2
平成28年	920	168,288.5	3,147.0	1.87	1.92	51.7	48.8
平成29年	933	170,792.0	3,366.0	1.97	1.97	54.2	50.0
平成30年	1,028	189,104.0	3,842.0	2.16	2.05	52.2	45.9
令和元年	1,035	191,686.5	4,000.0	2.22	2.11	53.7	48.0
令和2年	1,055	194,364.0	4,180.0	2.29	2.15	52.8	48.6

・各年とも6月1日現在

・企業規模(昭和52年～62年67人以上、昭和63年～平成10年63人以上、平成11年から56人以上、平成25年から50人以上、平成30年から45.5人以上規模)

・常用労働者数は、法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数

・障害者数は、次の合計数

～昭和62年＝身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

昭和63年～平成4年＝身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)知的障害者

平成5年～＝身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)

重度障害者(身体、知的)の短時間労働者

(平成10年7月1日から)

・法定雇用率 1.8%

・平成18年4月1日～精神障害者(精神障害者保健福祉手帳所持者)

短時間労働者は1人をもって0.5人分

・平成22年7月1日～重度以外身体及び知的障害者の短時間労働者は1人をもって0.5人分

(平成25年4月1日から)

・法定雇用率 2.0%

(平成30年4月1日から)

・法定雇用率 2.2%

※平成30年以降は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、

1人分とカウントしている。

①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を

取得した者であること

民間企業における障害者雇用状況（規模別）

令和2年6月1日現在

愛媛労働局

規模別	年	企業数	常用労働者 総数	法定雇用障 害者数の算 定の基礎と なる労働者 数	障 害 者 数										雇用率 達成	雇用率 未達成		雇用0人		0.5又は1人不足		1.5人以上不足									
					イ 重度 身体 障害	ロ 重度 身体 以外 障害	ハ 重度 身体 障害 以外 身体	ニ 重度 身体 障害 以外 身体	ホ 重度 知的 障害	ヘ 重度 知的 障害 以外 知的	ト 重度 知的 障害 以外 知的	チ 重度 知的 障害 以外 知的	リ 精神 障害	ヌ 短時間 精神 障害 の うち 3年以内 の短時間 精神		ル 精神 障害 の うち 3年以内 の短時間 精神	ヲ 身体計 （イ×2＋ ロ×2＋ ニ×0.5）	ワ 知的計 （ホ×2＋ ヘ×2＋ チ×0.5）	カ 精神計 （ホ×2＋ リ×0.5） ＋ル ＋ナル	ヨ 合計 （ヲ＋ワ ＋カ）	実雇 用率 （％）	企業数	割合 （％）	不足 数 （人）	企業数	割合 （％）	企業数	割合 （％）	企業数	割合 （％）	企業数
45.5人 ～100人未満	2年	562	37,898.5	36,475.5	91	145	8	98	13	49	8	89	45	132	105	408.5	178.5	183.5	746.5	2.05	261	46.4	309.0	301	53.6	281	50.0	288	51.2	13	2.3
	元年	543	36,605.0	35,291.0	92	137	7	99	13	40	7	101	41	127	96	413.0	182.5	152.5	748.0	2.12	265	48.8	287.0	278	51.2	259	47.7	262	48.3	16	2.9
	増減	19	1,293.5	1,184.5	▲ 1	8	▲ 17	9	▲ 1	0	▲ 1	1	▲ 12	4	5	9	▲ 6.5	▲ 6.0	▲ 1.0	▲ 1.5	▲ 0.07	▲ 4	▲ 2.4	22.0	23	2.4	22	2.3	26	2.9	▲ 3
100人 ～300人未満	2年	366	61,422.5	56,305.5	203	273	87	60	14	169	8	131	121	200	116	796.0	270.5	279.0	1,345.5	2.39	217	59.3	252.5	149	40.7	30	8.2	71	19.4	78	21.3
	元年	367	61,388.5	56,427.5	194	278	66	57	20	168	9	115	101	141	103	760.5	274.5	223.0	1,258.0	2.23	218	59.4	258.5	149	40.6	29	7.9	67	18.3	82	22.3
	増減	▲ 1	34.0	▲ 122.0	9	▲ 5	21	3	▲ 6	1	▲ 1	16	20	59	13	35.5	▲ 4.0	56.0	87.5	0.16	▲ 1	▲ 0.1	▲ 6.0	0	0.1	1	0.3	4	1.1	▲ 4	▲ 1.0
300人 ～500人未満	2年	61	23,456.0	21,579.0	80	116	20	23	7	77	5	60	38	36	19	307.5	126.0	65.5	499.0	2.31	39	63.9	53.5	22	36.1	0	0.0	6	9.8	16	26.2
	元年	62	24,004.0	21,797.0	88	109	16	16	6	66	3	38	39	54	16	309.0	100.0	74.0	483.0	2.22	36	58.1	66.5	26	41.9	0	0.0	6	9.7	20	32.3
	増減	▲ 1	▲ 548.0	▲ 218.0	▲ 8	7	4	7	1	11	2	22	▲ 1	▲ 18	3	▲ 1.5	26.0	▲ 8.5	16.0	0.09	3	5.8	▲ 13.0	▲ 4	▲ 5.8	0	0.0	0	0.1	▲ 4	▲ 6.1
500人 ～1000人未満	2年	48	31,117.0	28,384.0	109	122	21	17	10	99	9	49	59	46	25	369.5	152.5	94.5	616.5	2.17	24	50.0	77.0	24	50.0	0	0.0	7	14.6	17	35.4
	元年	48	32,734.5	30,034.5	124	132	23	16	14	114	6	39	58	33	22	411.0	167.5	85.5	664.0	2.21	25	52.1	57.5	23	47.9	0	0.0	7	14.6	16	33.3
	増減	0	▲ 1,617.5	▲ 1,650.5	▲ 15	▲ 10	▲ 2	1	▲ 4	▲ 15	3	10	1	13	3	▲ 41.5	▲ 15.0	9.0	▲ 47.5	▲ 0.04	▲ 1	▲ 2.1	19.5	1	2.1	0	0.0	0	0.0	1	2.1
1000人以上	2年	18	40,470.0	39,561.0	155	185	11	16	28	263	1	31	100	26	20	514.0	335.5	123.0	972.5	2.46	16	88.9	6.0	2	11.1	0	0.0	0	0.0	2	11.1
	元年	15	36,954.5	36,277.5	147	156	9	10	24	222	2	29	81	19	12	464.0	286.5	96.5	847.0	2.33	12	80.0	8.0	3	20.0	0	0.0	1	6.7	2	13.3
	増減	3	3,515.5	3,283.5	8	29	2	6	4	41	▲ 1	2	19	7	8	50.0	49.0	26.5	125.5	0.13	4	8.9	▲ 2.0	▲ 1	▲ 8.9	0	0.0	▲ 1	▲ 6.7	0	▲ 2.2
合計	2年	1,055	194,364.0	182,305.0	638	841	194	165	72	706	31	360	363	440	285	2,393.5	1,061.0	725.5	4,180.0	2.29	557	52.8	698.0	498	47.2	311	29.5	372	35.3	126	11.9
	元年	1,035	191,686.5	179,827.5	645	812	186	139	77	669	27	322	320	374	249	2,357.5	1,011.0	631.5	4,000.0	2.22	556	53.7	677.5	479	46.3	288	27.8	343	33.1	136	13.1
	増減	20	2,677.5	2,477.5	▲ 7	29	8	26	▲ 5	37	4	38	43	66	36	36.0	50.0	94.0	180.0	0.07	1	▲ 0.9	20.5	19	0.9	23	1.7	29	2.2	▲ 10	▲ 1.2

（注）各年とも6月1日現在。

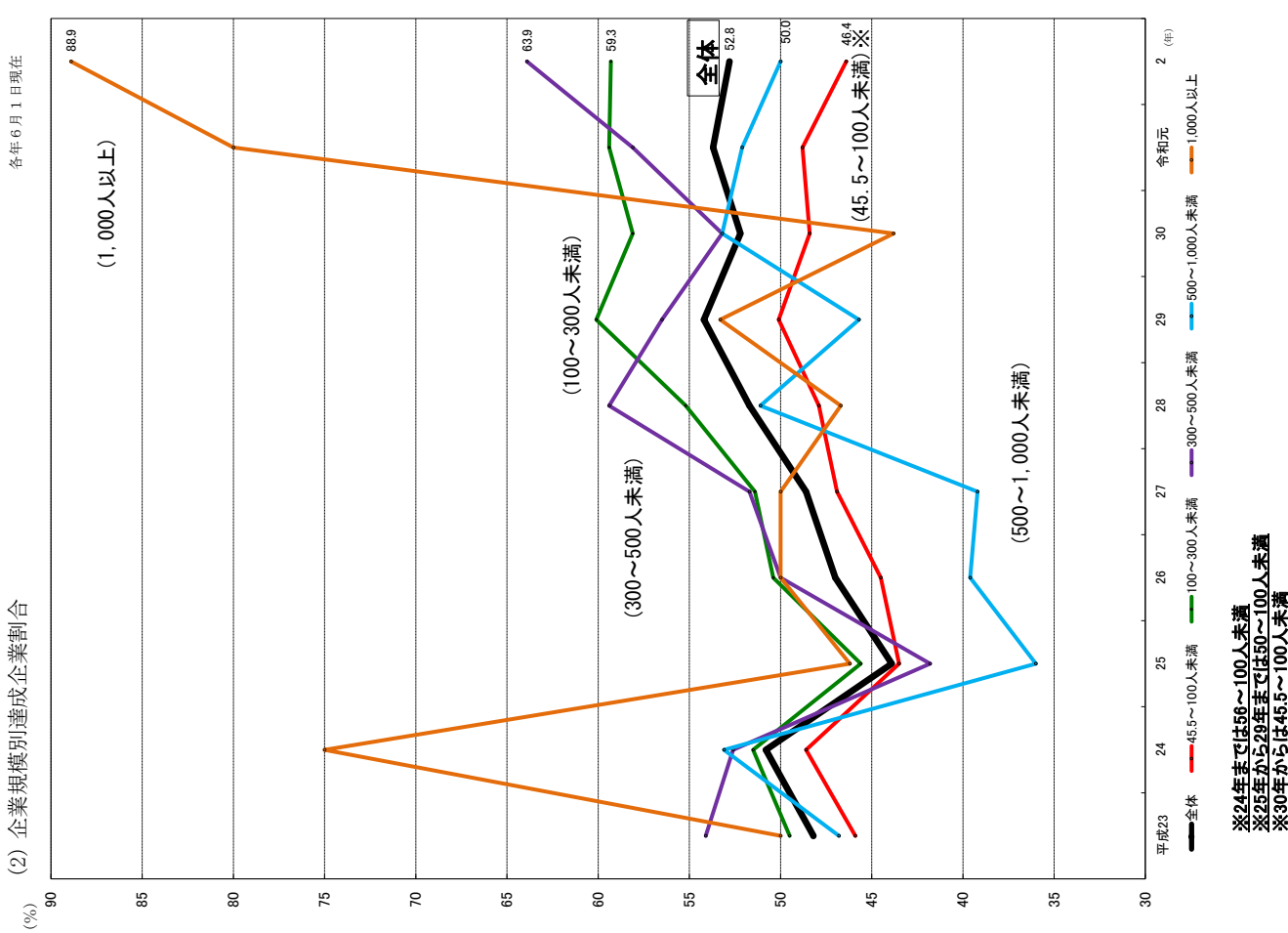
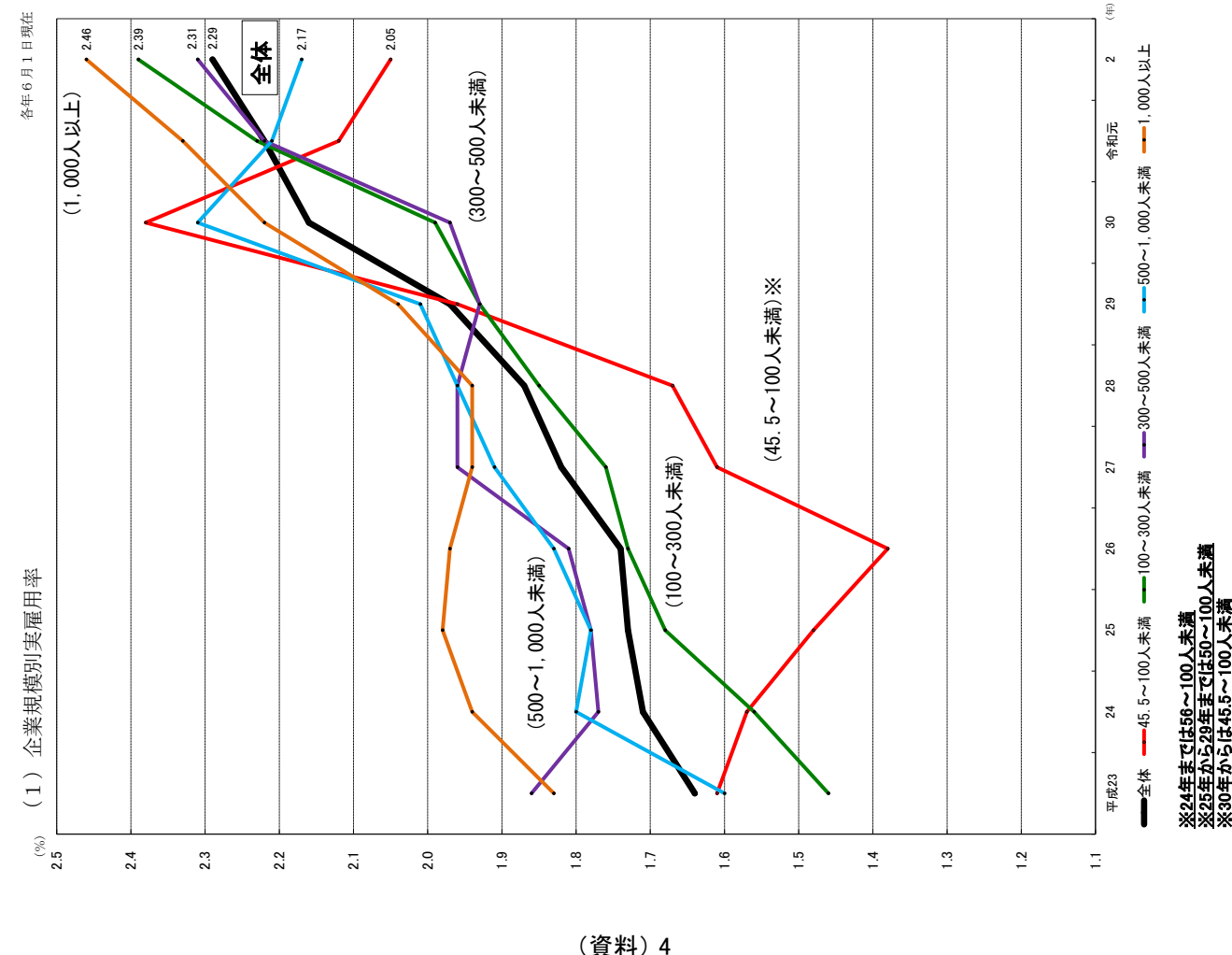
民間企業における障害者雇用状況(産業別)

令和2年6月1日現在

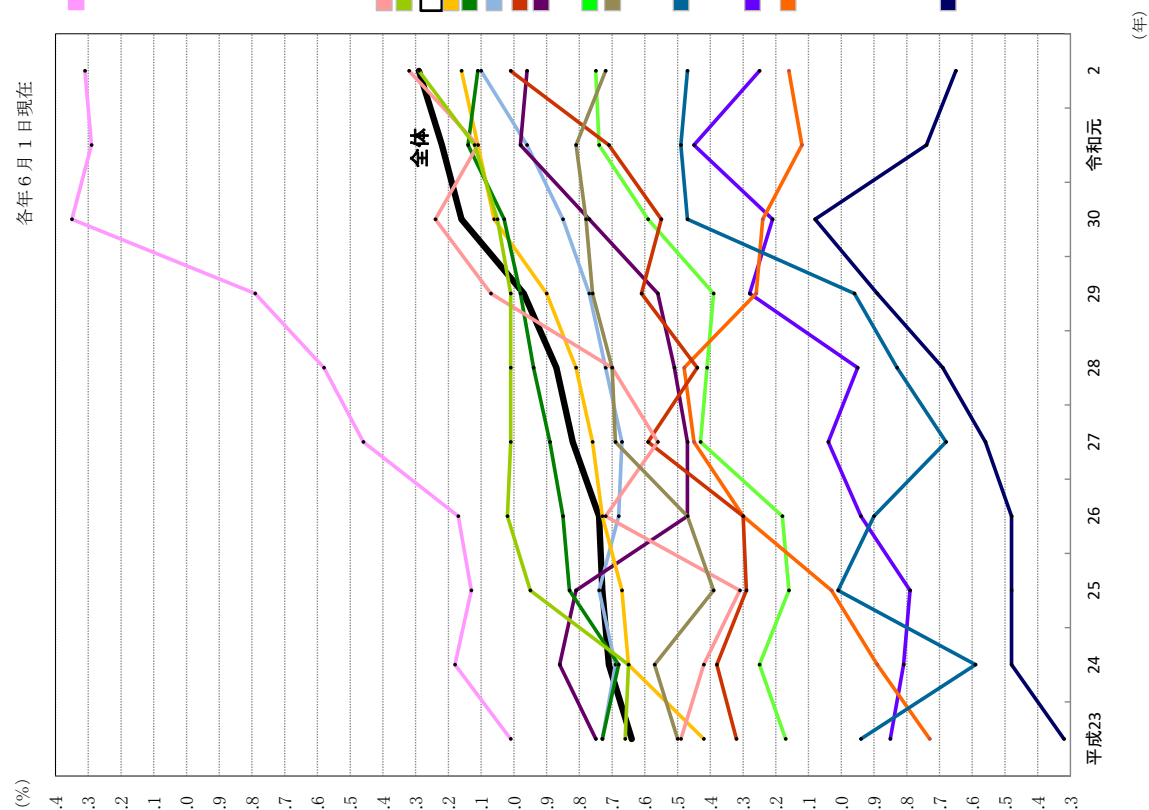
愛媛労働局

産業別	年	企業数	常用労働者数	法定雇用率の算定基礎となる労働者数	障害者数										実雇用率(%)	雇用率達成		雇用率未達成		雇用0人		0.5又は1人不足		1.5人以上不足							
					イ 重度 身体	ロ 重度 以外 身体	ハ 短時間 重度 身体	ニ 短時間 重度 以外 身体	ホ 重度 知的	ヘ 重度 知的 以外	ト 短時間 重度 知的	チ 短時間 重度 以外 知的	リ 精神	ヌ 短時間 精神		ル 3年以内 の短時間 精神	ヲ 身体計 (イ×2 +ロ×2 +ハ×2 +ニ×0.5) ×0.5)	ワ 知的計 (ホ×2 +ヘ×2 +チ×0.5)	カ 精神計 (リ×2 +ニ ×0.5) +ル	コ 合計 (ヲ+ワ +カ)	不足 数 (人)	割合 (%)	c/a	d/a	e/a	f/a	g/a	割合 (%)	企業数	割合 (%)	
D 建設業(6-8)	2年	27	3,872.0	3,138.0	15	18	0	1	0	2	0	3	2	1	1	48.5	3.5	3.0	55.0	1.75	14	51.9	13	48.1	8	29.6	10	37.0	3	11.1	
	元年	27	3,865.5	3,128.5	17	13	2	1	0	2	0	2	2	0	0	49.5	3.0	2.0	54.5	1.74	15	55.6	12	44.4	9	33.3	11	40.7	1	3.7	
E 製造業(9-32)	2年	292	57,526.5	57,060.5	196	267	19	26	36	226	11	44	119	64	55	691.0	331.0	178.5	1,200.5	2.10	167	57.2	125	42.8	77	26.4	91	31.2	34	11.6	
	元年	292	56,635.0	56,189.0	190	274	15	19	35	227	2	19	100	20	13	678.5	308.5	116.5	1,073.5	1.96	166	56.8	126	43.2	75	25.7	88	30.1	38	13.0	
G 情報通信業 (37-41)	2年	24	2,704.0	2,791.0	8	5	0	0	0	1	0	0	11	2	2	21.0	1.0	13.0	35.0	1.25	10	41.7	14	58.3	9	37.5	9	37.5	5	20.8	
	元年	25	2,867.5	2,865.5	12	4	1	1	0	0	0	0	10	2	2	29.5	0.0	12.0	41.5	1.45	11	44.0	16.5	14	56.0	9	36.0	12	48.0	2	8.0
H 運輸業、郵便業 (42-49)	2年	65	13,369.0	10,434.0	43	67	5	8	0	16	1	4	16	9	7	162.0	19.0	24.0	205.0	1.96	36	55.4	29	44.6	20	30.8	23	35.4	6	9.2	
	元年	60	12,873.5	10,013.5	42	68	3	7	0	13	2	3	19	5	4	158.5	16.5	23.5	198.5	1.98	33	55.0	34.0	27	45.4	16	26.7	21	35.0	6	10.0
I 卸売業、小売業 (50-61)	2年	170	34,865.0	34,865.0	93	110	24	27	22	226	2	68	68	56	37	333.5	306.0	114.5	754.0	2.16	71	41.8	99	58.2	64	37.6	72	42.4	27	15.9	
	元年	168	34,790.0	34,790.0	101	102	26	26	24	213	3	67	54	45	33	343.0	297.5	93.0	733.5	2.11	75	44.6	129.0	93	55.4	56	33.3	66	39.3	27	16.1
J 金融業、保険業 (62-67)	2年	13	7,225.0	7,225.0	37	23	2	0	0	21	0	0	32	1	0	99.0	21.0	32.5	152.5	2.11	8	61.5	8.5	5	38.5	3	23.1	2	15.4	3	23.1
	元年	13	7,399.0	7,399.0	40	28	2	0	0	16	0	0	31	1	1	110.0	16.0	32.0	158.0	2.14	8	61.5	8.0	5	38.5	3	23.1	2	15.4	3	23.1
K 不動産業、物品賃 貸業(68-70)	2年	14	1,161.0	1,161.0	1	3	0	1	1	0	0	0	0	0	0	5.5	2.0	0.0	7.5	0.65	3	21.4	13.5	11	78.6	10	71.4	9	64.3	2	14.3
	元年	13	1,077.0	1,077.0	2	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	6.0	2.0	0.0	8.0	0.74	3	23.1	13.0	10	76.9	9	69.2	8	61.5	2	15.4
L 学術研究、専門・ 技術サービス業 (71-74)	2年	22	2,076.5	2,076.5	4	10	2	0	0	2	0	0	2	0	0	20.0	2.0	2.0	24.0	1.16	7	31.8	20.0	15	68.2	13	59.1	11	50.0	4	18.2
	元年	21	2,003.5	2,003.5	5	9	1	1	0	1	0	0	1	0	0	20.5	1.0	1.0	22.5	1.12	6	28.6	19.0	15	71.4	11	52.4	12	57.1	3	14.3
M 宿泊業、飲食 サービス業(75-77)	2年	33	3,895.5	3,895.5	9	13	7	2	0	28	0	7	5	5	0	39.0	31.5	7.5	78.0	2.01	17	51.5	16.0	16	48.5	13	39.4	15	45.5	1	3.0
	元年	31	3,588.5	3,588.5	8	11	6	3	0	19	0	6	0	0	0	34.5	22.5	4.5	61.5	1.71	15	48.4	16.0	16	51.6	9	29.0	14	45.2	2	6.5
N 生活関連サービス 業、娯楽業(78-80)	2年	42	6,327.5	6,327.5	20	29	6	6	4	46	0	7	9	2	2	78.0	57.5	11.0	146.5	2.32	16	38.1	39.0	26	61.9	13	31.0	19	45.2	7	16.7
	元年	40	6,128.0	6,128.0	18	22	6	3	4	46	0	5	6	1	1	65.5	56.5	7.0	129.0	2.11	16	40.0	35.5	24	60.0	14	35.0	16	40.0	8	20.0
O 教育、学習支援業 (81-82)	2年	16	2,675.0	2,430.0	8	10	1	1	0	5	1	0	1	0	0	27.5	6.0	1.0	34.5	1.47	6	37.5	17.5	10	62.5	5	31.3	6	37.5	4	25.0
	元年	15	2,644.0	2,317.0	9	9	2	0	0	1	0	1	4	0	0	29.0	1.5	4.0	34.5	1.49	6	40.0	16.5	9	60.0	5	33.3	5	33.3	4	26.7
P 医療、福祉 (83- 85)	2年	260	42,697.5	35,642.5	145	196	119	77	3	105	16	213	71	289	173	643.5	233.5	302.0	1,179.0	3.31	164	63.1	96	36.9	56	21.5	77	29.6	19	7.3	
	元年	255	42,066.5	35,072.5	140	184	115	70	7	99	19	205	69	287	188	614.0	234.5	306.5	1,155.0	3.29	163	63.9	92	36.1	48	18.8	66	25.9	26	10.2	
Q 複合サービス事 業(86-87)	2年	19	6,004.5	6,004.5	21	38	2	1	3	8	0	1	4	2	2	82.5	14.5	6.0	103.0	1.72	6	31.6	23.0	13	68.4	4	21.1	9	47.4	4	21.1
	元年	19	6,171.5	6,171.5	23	42	2	2	3	9	0	1	5	0	0	91.0	15.5	5.0	111.5	1.81	8	42.1	20.5	11	57.9	5	26.3	4	21.1	7	36.8
R サービス業(他に 分類されないもの) (88-96)	2年	47	7,981.0	7,586.0	33	38	7	13	3	14	0	12	23	9	6	117.5	26.0	30.5	174.0	2.29	27	57.4	20	42.6	11	23.4	14	29.8	6	12.8	
	元年	45	7,813.5	7,458.5	33	30	5	5	3	18	0	12	17	9	6	103.5	30.0	24.5	158.0	2.12	26	57.8	33.5	19	42.2	14	31.1	12	26.7	7	15.6
合計	2年	1,055	194,364.0	182,305.0	638	841	194	165	72	706	31	360	363	440	285	2,393.5	1,061.0	725.5	4,180.0	2.29	557	52.8	498	47.2	311	29.5	372	35.3	126	11.9	
	元年	1,035	191,686.5	179,827.5	645	812	186	139	77	669	27	322	320	374	249	2,357.5	1,011.0	631.5	4,000.0	2.22	556	53.7	479	46.3	288	27.8	343	33.1	136	13.1	
	増減	20	2,677.5	2,477.5	▲7	29	8	26	▲5	37	4	38	43	66	36	36.0	50.0	94.0	180.0	0.07	1	▲0.9	20.5	19	0.9	23	1.7	29	2.2	▲10	▲1.2

(注) 各年とも6月1日現在。合計には、企業数が10未満のため掲載しなかったA 農業、林業(1-2)、B 漁業(3-4)、F 電気・ガス・熱供給・水道業(33-36)を含む。

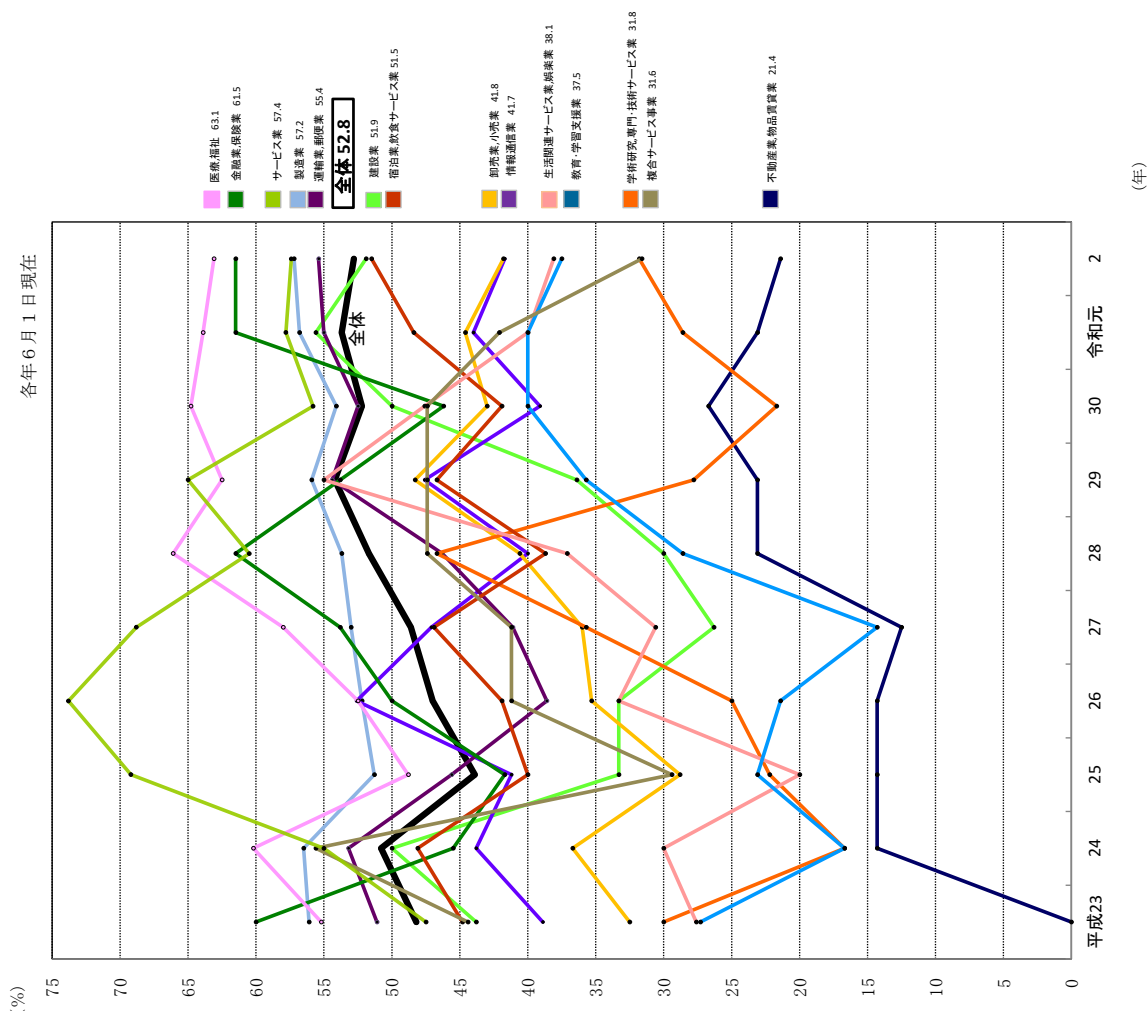


(3) 産業別実雇用率



注1 グラフ作成上、労働者数が1,000人に満たない農、林、漁業、鉱業及び電気・ガス・熱供給・水道業は除いている。

(4) 産業別達成企業割合



愛媛県における障害者の雇用状況(法定雇用率2.5%)

機関名	年	① 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	④ 不足数 (人)	備考
計	2年	6,458.0	172.5	2.67	0.0	
	元年	6,253.5	115.0	1.84	41.0	
	増減	204.5	57.5	0.83	▲41.0	
愛媛県知事部局	2年	4,505.5	121.5	2.70	0.0	
	元年	4,334.5	78.5	1.81	29.5	
	増減	171.0	43.0	0.89	▲29.5	
愛媛県警察本部	2年	453.5	13.0	2.87	0.0	
	元年	449.0	12.0	2.67	0.0	
	増減	4.5	1.0	0.20	0.0	
愛媛県公営企業 管理局	2年	1,499.0	38.0	2.54	0.0	
	元年	1,470.0	24.5	1.67	11.5	
	増減	29.0	13.5	0.87	▲11.5	

(注)各年とも6月1日現在。以下同じ。

愛媛県教育委員会における障害者の雇用状況(法定雇用率2.4%)

機関名	年	① 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	④ 不足数 (人)	備考
愛媛県教育委員会	2年	8,658.0	194.0	2.24	13.0	
	元年	8,706.0	167.5	1.92	40.5	
	増減	▲48.0	26.5	0.32	▲27.5	

市町等の機関における障害者の雇用状況(法定雇用率2.5%)

機関名	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 職員数(人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	④ 不足数 (人)	備考
令和2年 計	18,725.0	484.5	2.59	18.5	
令和元年 計	18,422.0	449.0	2.44	31.5	
増減	303.0	35.5	0.15	▲13.0	
松山市	3,089.0	93.0	3.01	0.0	
伊予市	365.5	11.0	3.01	0.0	
東温市	219.0	5.0	2.28	0.0	
今治市	1,625.5	43.5	2.68	0.0	
八幡浜市	635.5	15.0	2.36	0.0	
西予市	857.5	20.5	2.39	0.5	
宇和島市	884.0	24.0	2.71	0.0	

機関名	① 法定雇用障害者数 の算定の基礎とな る職員数(人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	備考
新居浜市	770.0	24.5	3.18	0.0	
西条市	1,091.0	29.0	2.66	0.0	
四国中央市	949.5	21.0	2.21	2.0	※1
大洲市	639.0	17.0	2.66	0.0	
久万高原町	311.5	9.0	2.89	0.0	
松前町	257.5	7.0	2.72	0.0	
砥部町	243.5	4.0	1.64	2.0	
上島町	209.5	4.0	1.91	1.0	
伊方町	260.5	4.0	1.54	2.0	
愛南町	352.5	9.5	2.70	0.0	
松野町	135.0	3.0	2.22	0.0	
鬼北町	252.5	5.5	2.18	0.5	
内子町	230.0	4.0	1.74	1.0	
松山市教育委員会	458.0	14.0	3.06	0.0	
伊予市教育委員会	109.5	4.0	3.65	0.0	
東温市教育委員会	158.5	2.0	1.26	1.0	
久万高原町教育委員会	49.5	0.0	0.00	1.0	
今治市教育委員会	499.0	9.5	1.90	2.5	
八幡浜市教育委員会	132.0	2.0	1.52	1.0	
西予市教育委員会	268.0	6.0	2.24	0.0	
宇和島市教育委員会	301.0	8.0	2.66	0.0	
新居浜市教育委員会	325.0	8.5	2.62	0.0	
西条市教育委員会	376.5	10.0	2.66	0.0	
四国中央市教育委員会	215.5	2.5	1.16	2.5	
大洲市教育委員会	144.0	6.0	4.17	0.0	
松前町教育委員会	58.0	2.0	3.45	0.0	
砥部町教育委員会	93.0	2.0	2.15	0.0	
伊方町教育委員会	64.0	1.0	1.56	0.0	
愛南町教育委員会	117.5	3.0	2.55	0.0	
内子町教育委員会	91.0	1.0	1.10	1.0	※2
松山市公営企業局	120.5	5.0	4.15	0.0	
松山広域福祉施設事務組合	104.0	2.0	1.92	0.0	
松山養護老人ホーム事務組合	42.0	1.0	2.38	0.0	
宇和島市病院局	699.0	17.5	2.50	0.0	
宇和島地区広域事務組合	591.0	17.5	2.96	0.0	
大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合	184.5	4.0	2.17	0.0	
市立大洲病院	146.0	2.5	1.71	0.5	※3

※1 四国中央市は、11月20日現在において、障害者の数23.0人、実雇用率2.44%、不足数0.0人となっている。

※2 内子町教育委員会は、7月1日現在において、障害者の数2.0人、実雇用率2.17%、不足数0.0人となっている。

※3 市立大洲病院は、9月1日現在において、障害者の数3.0人、実雇用率2.05%、不足数0.0人となっている。

国立大学法人等における障害者の雇用状況(法定雇用率2.5%)

機関名	年	① 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	④ 不足数 (人)	備考
計	2年	2,257.0	55.0	2.44	2.0	
	元年	2,249.5	53.0	2.36	3.0	
	増減	7.5	2.0	0.08	▲1.0	
国立大学法人 愛媛大学	2年	2,202.5	53.0	2.41	2.0	
	元年	2,195.0	51.0	2.32	3.0	
	増減	7.5	2.0	0.09	▲1.0	
公立大学法人 愛媛県立医療技術大学	2年	54.5	2.0	3.67	0.0	
	元年	54.5	2.0	3.67	0.0	
	増減	0.0	0.0	0.00	0.0	

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 2 %
(45.5人以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 5 %
〔労働者数40.0人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 5 %
(40.0人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4 %
(42.0人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

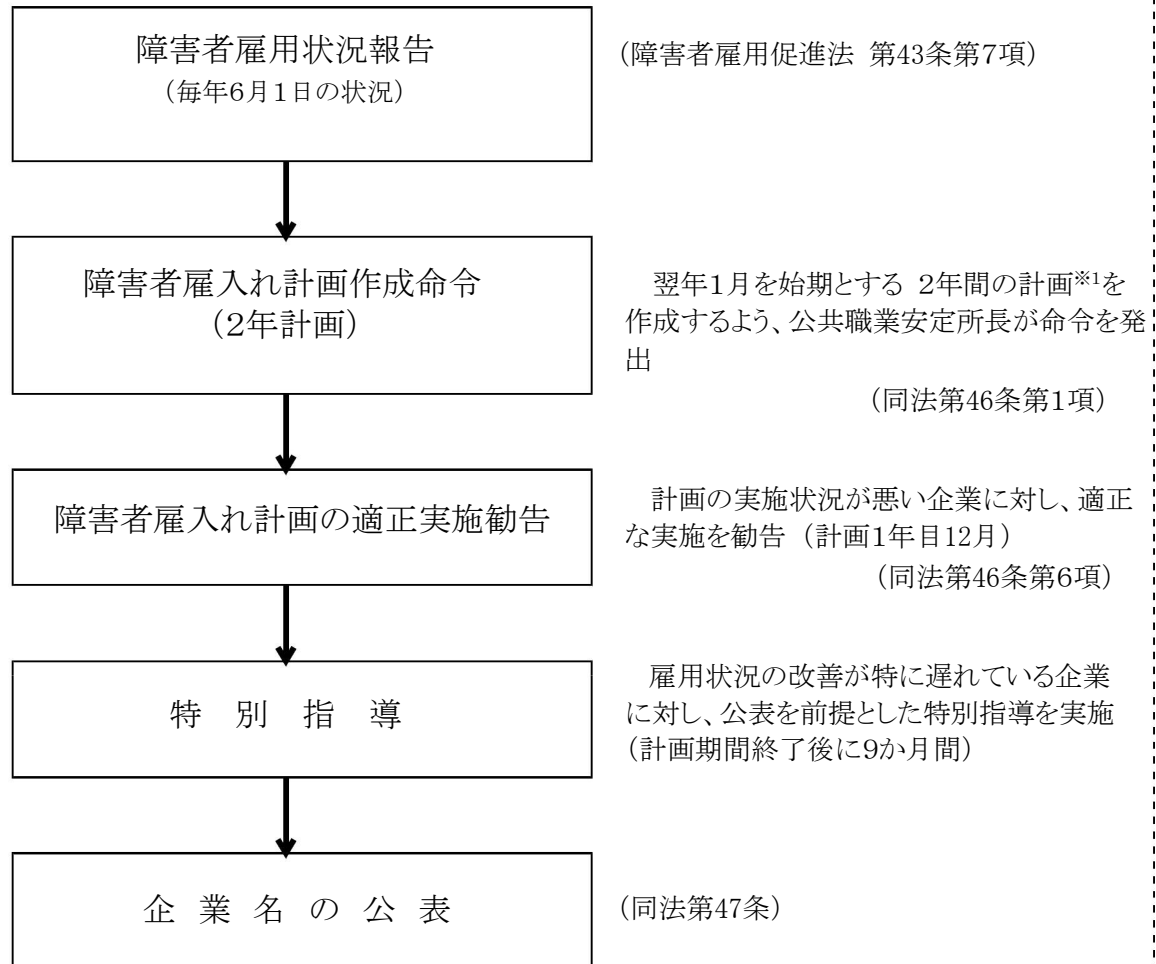
※ ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔指導実績〕

- 令和元年度の実績※²
 - * 「障害者雇入れ計画作成命令」の发出 0社
 - * 障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 0社
 - * 「特別指導」の実施 0社
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業 296社(元年度)
- 企業名の公表
 - 18年度 2社、19年度 1社(再公表)、20年度 4社、
 - 21年度 7社(うち1社は再公表)、22年度 6社(うち2社は再公表)23年度
 - 3社(うち1社は再公表)、24年度 0社、25年度 0社、
 - 26年度 8社、27年度 0社、28年度 2社、29年度 0社、
 - 30年度 0社、元年度 0社

※¹ 平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から 2年間に短縮している。

※² 平成30年の障害者不適切計上による公務部門における障害者採用により、影響が生じる可能性があった民間企業への対策として、令和元年度においては、特例的に「行政措置」の猶予を実施しました。